

岡崎市不育症検査費補助金を申請される方へ

不育症検査費補助金交付とは

先進医療に位置付けられた不育症検査を対象に、不育症検査に要する費用の一部を補助することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図ることを目的とする制度です。

補助対象となる検査

流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる次の(1)～(3)の不育症検査。

- (1) 流死産検体を用いた遺伝子検査 1（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和 4 年 11 月 30 日厚生労働省告示第 340 号）
- (2) 抗ネオセルフβ2 グリコプロテイン I 複合体抗体検査（令和 7 年 5 月 30 日厚生労働省告示第 167 号）
- (3) 流死産検体を用いた遺伝子検査 2（流死産絨毛・胎児組織 NGS 染色体検査）（令和 8 年 4 月 30 日厚生労働省告示第 206 号）

（注）流死産検体を用いた遺伝子検査 2（流死産絨毛・胎児組織 NGS 染色体検査）は令和 8 年 5 月 1 日以降に実施したものに限りです。

実施医療機関

次の(1)と(2)の両方に該当する医療機関。

- (1) 不育症に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関であること。
- (2) 当該患者に対して、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関であること。

全国の不育症の先進医療実施機関は、下記の厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

○厚生労働省ホームページ「先進医療を実施している医療機関の一覧」

第 2 項先進医療技術【先進医療 A】 「流死産検体を用いた遺伝子検査 1」

「抗ネオセルフβ2 グリコプロテイン I 複合体抗体検査」

「流死産検体を用いた遺伝子検査 2」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan02.html>

（注）当該検査を実施する医療機関として承認された日以降に受けた検査が補助対象です。

QR コードはこちら⇒



補助対象者

次の(1)と(2)の条件の両方に該当するかた。

- (1) 申請時に岡崎市に住所を有するかた。
- (2) 既往流死産回数が合計 2 回以上あるかた。

申請期日

令和 9 年（2027 年）3 月 31 日（水曜日）まで

※検査終了後、速やかに申請してください。

※年度内の申請が必要です。ただし、令和 9 年（2027 年）3 月中に検査終了されたかたは、必ず令和 9 年（2027 年）4 月 2 日（金）までに岡崎市保健所へご相談ください。

補助額

1 回の検査につき費用の 7 割に相当する額と 6 万円のいずれか少ない方の額。

（ただし 1,000 円未満は切り捨て）

申請と交付の流れ

- (1) 検査終了後、申請書類等を整え、**岡崎市保健所へ電話（☎：0564-23-6962）にて申請受付予約をする。**

- (2) 岡崎市保健所に申請。

- (3) 交付の可否や補助金額の審査後、決定（交付または不交付）通知を送付。

※審査の結果により、不交付や申請額と補助額が異なる場合があります。

- (4) 岡崎市不育症検査費補助金請求書（様式第 3 号）（決定通知書同封）を岡崎市保健所へ提出。

- (5) 交付決定となった申請者の指定口座へ補助金の振り込み。

※請求書の提出から 2 か月程度かかることがあります。

申請書類等

※消えるペンで記入された申請書類等は、受付ができませんのでご注意ください。

- ☐ 岡崎市不育症検査費補助金交付申請兼実績報告書（様式第 1 号）
- ☐ 岡崎市不育症検査費補助事業受検証明書（様式第 2 号）※医療機関が証明したもの
- ☐ 申請する検査に係る「領収書」（**原本**）とそのコピー
- ☐ 申請者名義の振込先口座番号の分かるもの（振込先は申請者名義の口座に限る。）

その他

確定申告(医療費控除)をする前に、補助金交付申請の手続きを行ってください。

申請予約・申請先

岡崎市保健所（岡崎げんき館 2 階） **※申請は電話にて事前に予約が必要です。**

月曜日から金曜日 9 時から 16 時（祝日・年末年始を除く）

申請手続きなど、わからないことがありましたらご相談ください。

**申請書類等が整いましたら、
申請前に岡崎市保健所までご連絡ください。**

【問合せ先】

岡崎市保健所 健康増進課 電話 0564-23-6962 FAX 0564-23-5071